

「河川法施行令等の一部を改正する政令案」について

1. 背景

国土交通大臣は、河川管理者たる都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）からの要請を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の4又は第16条の5に基づき災害復旧事業等の河川工事や河川の維持を代行することができ、この際、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の8又は第10条の9に基づき、河川法上の権限の一部を都道府県知事等に代わって行うことができるとされている。

一方で、河川法第22条では、河川管理者は、災害による危険が切迫した場合において緊急の必要がある際は、その場において必要な土地の使用、土石、竹木等の資機材の使用・収用、車両等の運搬具・器具の使用、工作物その他の障害物を処分することができることとされているが、この権限については、国土交通大臣が行うことはできない。

そのため、今後の災害対応を一層効果的なものとする観点から、国土交通大臣が都道府県知事等に代わって河川工事等を行う際に上記権限を行使することができるよう改正を行う必要がある。

また、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第19条の2、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第15条及び第17条の20並びに大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第51条においても、国土交通大臣等が本来河川管理者に代わって河川工事を行うことができることとされているが、これらの法律に基づく河川工事の代行の際にも、河川法第22条の権限を国土交通大臣等が行うことは認められていないことから、河川法施行令と同旨の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）河川法施行令の一部改正

国土交通大臣が都道府県知事等に代わって特定河川工事や特定維持を行う際に行わせることができる権限に河川法第22条の権限を追加するとともに当該権限のうち、損失補償に係る規定については工事後についても行使できることとする（第10条の8第2項及び第3項並びに第10条の9第2項及び第3項）。

（2）独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）の一部改正

（独）水資源機構が都道府県知事等に代わって特定河川工事を行う際に行わせることができる権限に河川法第22条の権限を追加するとともに当該権限のうち、損失補償に係る規定については工事後についても行使できることとする（第10条の8第2項及び第3項並びに第10条の9第2項及び第3項）。

る規定については工事後についても行使できることとする（第17条の3第1項及び第2項）。

（3）福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）の一部改正

国土交通大臣が地方公共団体の長に代わって河川の改良工事を行う際に行使することのできる権限に河川法第22条の権限を追加するとともに当該権限のうち、損失補償に係る規定については工事後についても行使できることとする（第14条第2項及び第3項）。

（4）大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）の一部改正

国土交通大臣又は都道府県知事が河川管理者に代わって特定災害復旧等河川工事を行う際に行使することのできる権限に河川法第22条の権限を追加するとともに当該権限のうち、損失補償に係る規定については工事後についても行使できることとする（第31条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項）。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年6月上旬

施 行：令和7年6月上旬